



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名	株式会社ソフィアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 木下 真行
(コード番号	6942)
問合せ先	取締役 新村 直樹
(TEL	03-6205-5330)

内部統制システムに関する基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。

記

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び整備・運用内容の概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社は、企業理念において「内外の法及びその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、社会から信頼される企業市民をめざし、社会との調和ある成長を遂げる。」と定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすること、また、その精神を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることによって、法令遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底することとしており、内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規程に適合して行われていることを監査において確認するものとしています。

当社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する基本的な考え方は、上記企業理念の他、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「経営の透明性が求められるなかにあって、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制でありながら、同時にリスク管理及び牽制の働く組織体制を構築し、維持することを目指す」としております。

2. 会社の機関の基本説明

取締役会は 3 名の取締役（事業年度末日現在）によって構成され、取締役会規則で定められた事項の審議と決議及び報告を行っております。また、月 1 回の経営会議を開催し、取締役会決議事項の審議、経営会議規程に定められた事項の審議を行っております。その他、経営課題への取り組みに際しては、日々変化する環境に迅速に対処するため、緊密な連絡・会議を持ち、機動的な経営を

行う体制を整えております。

また、当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役によって構成され、会社の経営について公正な監査を行う体制にあります。社外取締役の選任はありません。

3. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規則、職務権限規定その他の社内規定を整備する。
 - ロ) 内部監査については、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、主に内部監査規程に基づいた業務監査を行い、定期的に社長への報告を行う。
 - ハ) 内部監査室及び法務担当とも連携することにより、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報部門としての当社及び子会社からの受付窓口を設置する。
- ニ) 反社会的勢力への対応については、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応するよう努めます。

4. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存するものとする。また取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 経営上の意思決定は、取締役会で決議する。
- ロ) 法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

6. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めるものとする。
- ロ) 取締役会は定期的に進捗状況をレビューして改善を促し、必要に応じて目標修正を行う。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

- イ) 有価証券報告書その他の財務報告に係る会社情報の信頼性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底する。そのために必要となる開示に係るシステムの構築、社内規定の整備、運用、情報と伝達、モニタリング、IT対応のシステムの整備等を行う。

8. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、これらを横断的に推進し、管理するものとする。
- ロ) 子会社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役は、監査役職務補助使用人を配置します。
- ロ) 当該使用人は、監査役職務補助業務を遂行するにあたり取締役の指揮命令を受けないものとし、その任免、専任・兼任の別、異動、人事考課、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を要することとし、当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保します。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ) 当社及びその子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、また、監査役が必要とする情報を適宜提供する。
- ロ) 監査役に対して報告、または監査役監査に対して対応・協力した者が当該報告または対応・協力を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図ることとする。

11. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
- ロ) 社外監査役は、当社の業務執行者から独立した立場で、適法性の観点から監査を行うものとする。
- ハ) 常勤監査役、社外監査役は、監査役会に出席することにより、監査役間の情報交換を行い、必要に応じて内部監査室その他各部門からの報告を受けることで、会計監査に関する情報及び内部統制システム等の状況に関する情報を把握することとする。
- ニ) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

12. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- イ) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人は、監査役に対して、法定の事項

に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する体制を整備するものとする。

- ロ) 報告の方法(報告書、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定することとする。

以上